

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月11日

【発行者名】 全共連第4回劣後ローン流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 大和証券株式会社
後藤 真弓

【電話番号】 03-5555-3427

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の名称】** 全共連第4回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前
償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の金額】** 500億円

【縦覧に供する場所】 全共連第4回劣後ローン流動化株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本社債の利率、券面総額等が決定され、また、2025年8月26日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項にその他の訂正理由が生じたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)
- 2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- 3 券面総額
- 5 発行価額の総額
- 7 利率
- 14 引受け等の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

<訂正前>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(c) 大和証券株式会社(以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。)は、2025年9月11日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会(以下「JA共済連」といいます。)の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2025年9月22日(以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。)付で300億円(予定)(注)をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)をJA共済連に対して取得します。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、本社債の総額と同時(2025年9月11日頃)に同額で決定される予定です。

<中略>

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は18,160株(予定)、その払込金額の総額は908,000,000円(予定)です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

(注) 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時(2025年9月11日頃)に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます(払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ)。

払込金額(1) = 587,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 1.07% (2)

(1) 上記算式により計算された金額に100,000円を加えた金額が1,000百万円超となる場合には、上記算式は「払込金額 = 612,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 1.07% (2)」と変更されます。

(2) 後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数 = 払込金額 ÷ 50,000円

<中略>

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

<中略>

(g) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本(g)において、以下「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。発行会社は、当初費用として、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」に記載の引受手数料等を支払うものとされており、その合計は約261百万円(注1)です。また、発行会社は、期中費用として、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の手数料、()に記載の本社債事務受託会社に対する手数料、()に記載の本社債管

理者に対する手数料、()に記載の本資産管理受託会社に対する報酬、()に記載の法人住民税(注2)及び()に記載の各種費用(注3)を支払います。

< 中略 >

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(注1) 上記概算額は、後記3「券面総額」記載の本社債の総額を300億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2025年9月11日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

当初費用概算額(1) = 55百万円 + (後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.607%(2) × 1.10 + (前記(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000(3)

(1) (後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.007%で計算された金額が10百万円を超える場合は、上記算式の「(後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.607%」の部分は、「(後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.600%(4) + 10百万円」と変更され、(後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.007%で計算された金額が4百万円未満となる場合は、上記算式の「(後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.607%」の部分は、「(後記3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.600%(4) + 4百万円」と変更されます。

(2) 後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料等を算出する割合です。

(3) 前記(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

(4) 後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

(注2) 後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の法人住民税は、年間290,000円です。かかる金額は、後記3「券面総額」記載の本社債の総額を300億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額と同時(2025年9月11日頃)に決定される予定です。なお、本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額に100,000円を加えた金額が1,000百万円超となる場合は、上記金額は、950,000円と変更されます。

(注3) 後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の各種費用の概算額は、年間約14百万円です。かかる概算額は、前記(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を908,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2025年9月11日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます(1円未満の端数は切上げ)。

後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()ないし()以外の主な期中費用概算額(年間) = 9百万円 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額 + 10百万円) × 0.525%()

() いわゆる外形標準課税の税率です。

< 後略 >

<訂正後>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(c) 大和証券株式会社(以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。)は、2025年9月11日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会(以下「JA共済連」といいます。)の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2025年9月22日(以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。)付で500億円をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)をJA共済連に対して取得します。

<中略>

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は22,940株、その払込金額の総額は1,147,000,000円です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

<中略>

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

<中略>

(g) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本(g)において、以下「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。発行会社は、当初費用として、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」に記載の引受手数料等を支払うものとされており、その合計は約394百万円です。また、発行会社は、期中費用として、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の手数料、()に記載の本社債事務受託会社に対する手数料、()に記載の本社債管理者に対する手数料、()に記載の本資産管理受託会社に対する報酬、()に記載の法人住民税(注1)及び()に記載の各種費用(注2)を支払います。

<中略>

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(注1) 後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の法人住民税は、年間950,000円です。

(注2) 後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理報酬等」()に記載の各種費用の概算額は、年間約16百万円です。

<後略>

3【券面総額】

<訂正前>

金300億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2025年9月11日頃に決定される予定です。

<訂正後>

金500億円

5【発行価額の総額】

<訂正前>

金300億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2025年9月11日頃に決定される予定です。

<訂正後>

金500億円

7【利率】

<訂正前>

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2035年9月22日(当日を含みます。)までは年(未定)% (仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.240%を加えた値~同利率に1.300%を加えた値を仮条件とします。)(注)とし、(b)2035年9月22日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)% (年率) (加算率については、2.240%~2.300%を仮条件とします。)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2025年9月11日頃に決定される予定です。なお、(b)における加算率は、(a)における加算率に1.00%を加えた値とします。

<後略>

<訂正後>

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2035年9月22日(当日を含みます。)までは年2.801%とし、(b)2035年9月22日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.240%(年率)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

<後略>

14【引受け等の概要】

<訂正前>

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注)	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定) (注)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定) (注)	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定) (注)	
合計	-	30,000	-

(注) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2025年9月11日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2025年9月11日頃に決定される予定です。

< 訂正後 >

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	25,000	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	11,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	11,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
合計	-	50,000	-